

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日出町は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県日出町長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	本事務は、地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)を希望する寄附者からの申請を受け付け、当該寄附者の住所地の市区町村に対し、その情報を通知するものである。寄附金税額控除に係る申告特例に関する事務の適正な事務管理に際し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定により、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の受付 2 税額の控除を行う住所地の市区町村に、申告特例通知書を送付
③システムの名称	eLTAXシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
寄附金特例通知データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第24項 地方税法附則 第7条第5項、第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	政策企画課
②所属長の役職名	政策企画課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒879-1592 大分県速見郡日出町2974-1 日出町役場 総務課 電話0977-73-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒879-1592 大分県速見郡日出町2974-1 日出町役場 政策企画課 電話0977-73-3116
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄に関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄に関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月6日	Ⅱ.1対象人数	令和3年3月1日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年7月6日	Ⅱ.2取扱者数	令和3年3月1日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年7月6日	Ⅳ.2個人情報の入手	特に力を入れている	十分である	事後	
令和3年7月6日	Ⅳ.3特定個人情報の使用	特に力を入れている	十分である	事後	
令和3年7月6日	Ⅳ.4特定個人情報の取り扱いの委託	特に力を入れている	十分である	事後	
令和4年10月24日	I.5①部署	政策推進課	まちづくり推進課	事後	
令和4年10月24日	I.5②所属長の役職名	政策推進課長	まちづくり推進課長	事後	
令和4年10月24日	I.8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒879-1592 大分県速見郡日出町2974-1 日出町役場 政策推進課 電話0977-73-3116	〒879-1592 大分県速見郡日出町2974-1 日出町役場 まちづくり推進課 電話0977-73-3158	事後	
令和4年10月24日	Ⅱ.1対象人数	令和3年3月31日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和4年10月24日	Ⅱ.2取扱者数	令和3年3月31日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和5年10月27日	Ⅱ.1対象人数	令和4年7月1日時点	令和5年8月1日 時点	事後	
令和5年10月27日	Ⅱ.2取扱者数	令和4年7月1日時点	令和5年8月1日 時点	事後	
令和8年2月20日	I.5①部署	まちづくり推進課	政策企画課	事後	
令和8年2月20日	I.5②所属長の役職名	まちづくり推進課長	政策企画課長	事後	
令和8年2月20日	I.8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒879-1592 大分県速見郡日出町2974-1 日出町役場 まちづくり推進課 電話0977-73-3158	〒879-1592 大分県速見郡日出町2974-1 日出町役場 政策企画課 電話0977-73-3116	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ.1対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ.1対象人数	令和5年8月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ.2取扱者数	令和5年8月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和8年2月20日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一 16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項別表第24項 地方税法附則 第7条第5項、第12項	事後	